

院内感染防止対策に関する取り組み

■ 院内感染対策に関する基本的な考え方

1. 感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤であり、感染防止対策を病院全体で取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応に努める。

■ 院内感染発生状況に関する取り組み

1. 耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を院内感染防止対策委員会および ICT を通じて、全病院職員に速やかに周知する。
2. その他感染症に関する情報は、院内感染防止対策委員会および医局会議で随時報告を行う。

■ 院内感染発生時の対応に関する取り組み

1. 院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の病院職員が直ちに ICT に連絡し、ICT はその状況および患者さんへの対応を病院長ならびに院内感染防止対策委員会に報告する。
2. 発生部署の職員および ICT は、速やかに発生の原因を究明し改善策を立案し実施する。
3. 院内感染に対する改善策の実施結果は、院内感染防止対策委員会および ICT を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

■ 患者さんへの情報提供と説明に関する取り組み

1. 患者さんやご家族に当院の感染防止対策の考え方を理解していただくために、本指針を当院ロビー、病棟に掲示公開する。
2. 院内感染防止のために、必要時、感染防止の意義および基本手技（検温、手洗い、マスク使用等）について説明し、取り組みに対し理解を得た上で協力を求める。

■ 職員研修に関する取り組み

1. 院内感染防止の基本的考え方および具体的方策について、病院職員への周知徹底を図るために研修会を開催し感染対策に対する意識向上を図る。
2. 病院職員を対象に年2回以上の講習会を開催し、開催結果は記録として保管する。

■ 抗菌薬の適正使用に関する取組

1. 院内の指定抗菌薬及び抗生剤の使用状況を把握し、薬事委員会及び感染対策委員会に報告し、情報を共有して適正使用を維持する。

■ 病院における院内感染対策の推進のための取り組み

1. 院内感染防止のため、病院職員は各部署共通の「院内感染防止マニュアル」を遵守する。
2. 感染制御チームは最新の情報を取り入れるようマニュアルを必要に応じて見直し、改定結果は全病院職員に周知徹底する。
3. 職員は、自らが感染源とならないように定期健康診断を年1回以上受診し、健康管理に留意する。

■ 他の医療機関との連携体制

1. ICT は、年4回の感染対策向上加算1医療機関の主催するカンファレンスに参加し、感染対策について協議・連携し院内での取り組みを推進する。

■ ICT担当者氏名

院内感染管理者： 家原 敬子（医師）

佐野 尚代（看護師）、久保田 正三（薬剤師）、久原 悠城（臨床検査技師）、

令和6年4月1日
京都八幡病院 感染対策委員会